

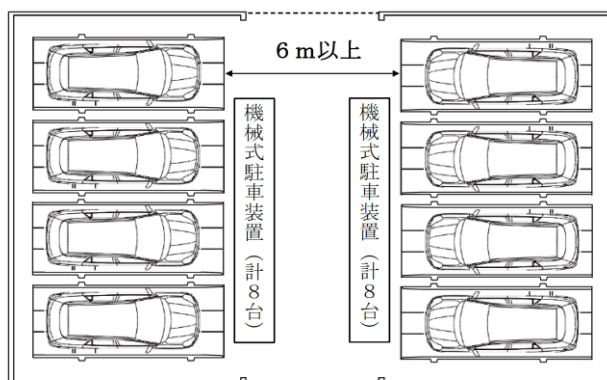
機械式駐車装置の取扱いに関する運用基準

1 消防用設備等の設置単位について

消防法施行令（以下「令」という。）第13条第1項の表中「昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの」の収容台数の算定方法は、次によること。

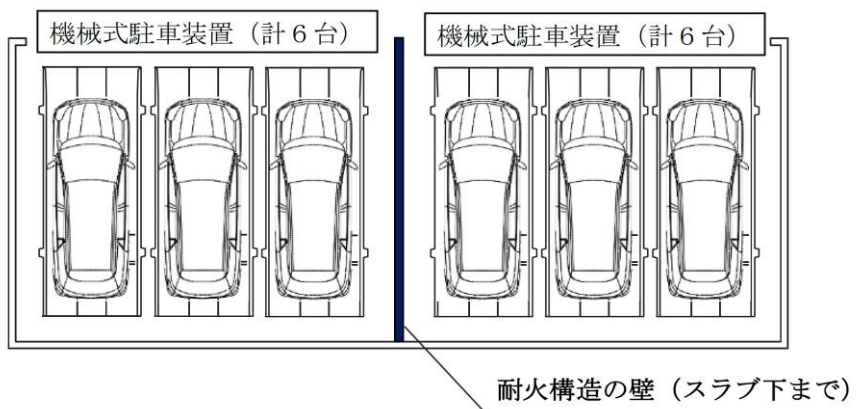
- (1) 多段方式の機械式駐車装置（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、工作物に限る。以下同じ。）を単独で設置した場合は、当該機械式駐車装置の収容台数とすること。
- (2) 複数の機械式駐車装置を近接して設置した場合は、それぞれの収容台数の合計数とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該部分ごとに収容台数を算定するものとする。この場合において、当該部分ごとの収容台数が10未満となる場合は、令第13条の規定の適用を受けないものとする。

ア 屋内に設置される場合で、機械式駐車装置相互間の距離が6m以上となるもの（図1参照）



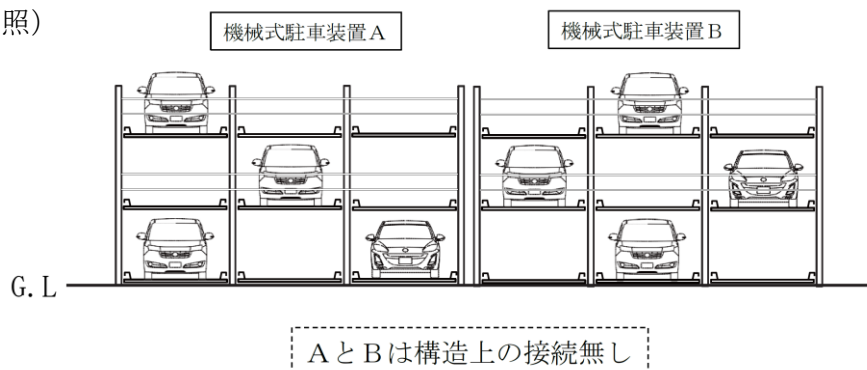
<図1>

イ 屋内に設置される場合で、開口部のない耐火構造（2時間耐火）の壁により有効な延焼防止措置がなされているもの（図2参照）



<図2>

ウ 屋外に設置されている場合で、各機械式駐車装置が構造上接続されていないもの(図3参照)



<図3>

2 消火設備等について

開放式の機械式駐車装置には、移動式粉末消火設備を次により設置することができる。なお、「消防用設備等の技術基準(第8次改訂版)」第5泡消火設備の技術基準, I, 8「移動式とすることができる場所」に適合する防火対象物の内部に設ける場合は、地下ピットとなる部分は2段までに限るものとする。

(1) 地上部分については、次によること。(図4, 図5参照)

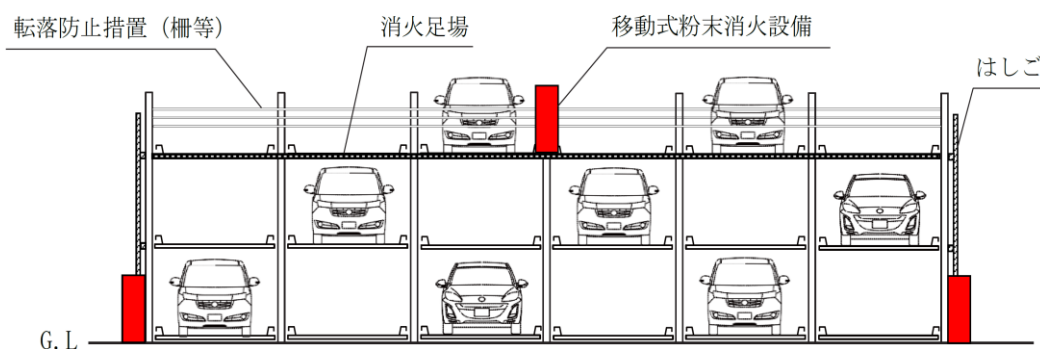
全ての車両の直近に容易に到達でき、令第18条第2号に規定する距離により有効に放射できるよう、次のすべてに適合する消火足場を各段に設けること。

なお、各段に設置しなくてもすべての車両に有効に放射できる場合には、2段毎^{注1}に設置することができるものとする。注1 地盤面を1段目とし、3段目、5段目と設置していく。

ア 消火足場は、消火活動上及び避難上支障のない強度を有すること。

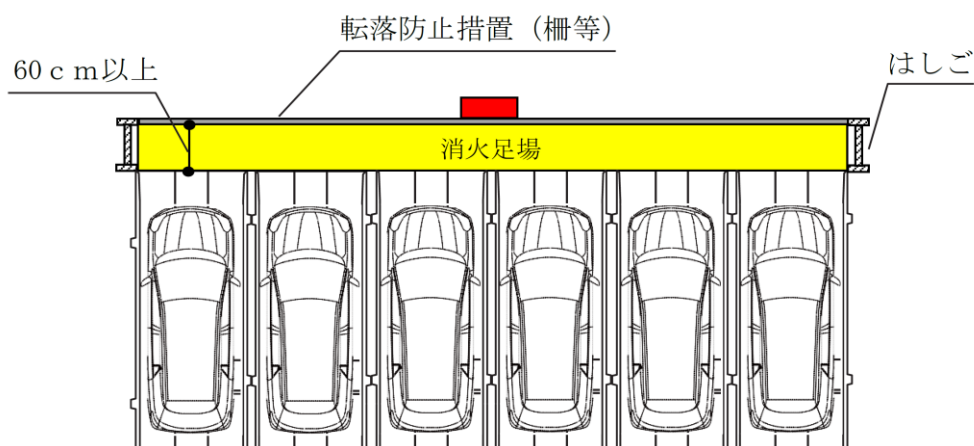
イ 消火足場の有効幅員は60cm以上とし、高さ1.1m以上1.2m以下の柵等を設ける等転落防止措置を講じること。

ウ 消火足場には、その両端に登はん用のはしご等を設けること。はしご等の下部は、折りたたみ式、伸縮式又は収納式としても差し支えない。ただし、駐車施設の水平投影の一辺の最大長が6m以下にあってはいずれか一方に設置することができる。



<図4>

※ 上記図は、2段目のすべての車両に有効に放射できるよう地盤面に移動式粉末消火設備を2基設置しているため、当該段に消火足場の設置を要しないこととしている。3段目は消火足場に移動式粉末消火設備を1基設置し、水平距離1.5m以下で3段目を包含している。



<図5>

(2) 地下ピット部分については、地上部分に設置した移動式粉末消火設備により有効に放射できるよう、次によること。(図6, 図7参照)

ア 地下1段部分

(ア) 車両1台当たりのパレットにノズル差込口を2箇所以上対角線になるよう設置すること。

(イ) ノズル差込口には、地下1段部分の消火口である旨の表示をすること。

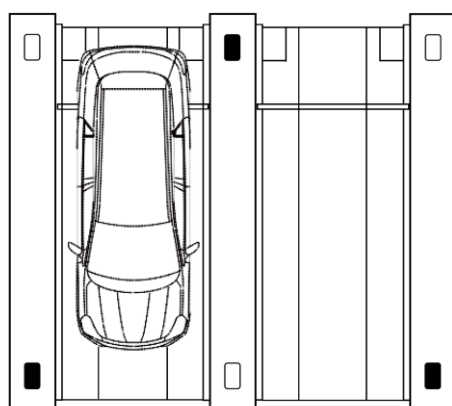
イ 地下2段部分

(ア) 車両1台当たりのパレットにノズル差込口及び消火用配管を2箇所以上対角線になるよう設置すること。

(イ) ノズル差込口には、地下2段部分の消火口である旨の表示をすること。

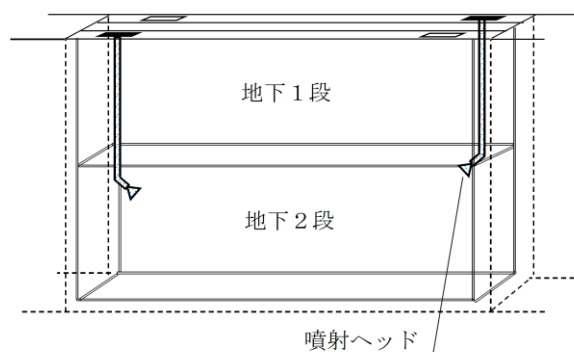
(ウ) 消火用配管は、鋼管 (SGP) とすること。

(エ) 放出口は、噴射ヘッド方式とすること。



□ : 地下1段用消火口
■ : 地下2段用消火口

<図6>

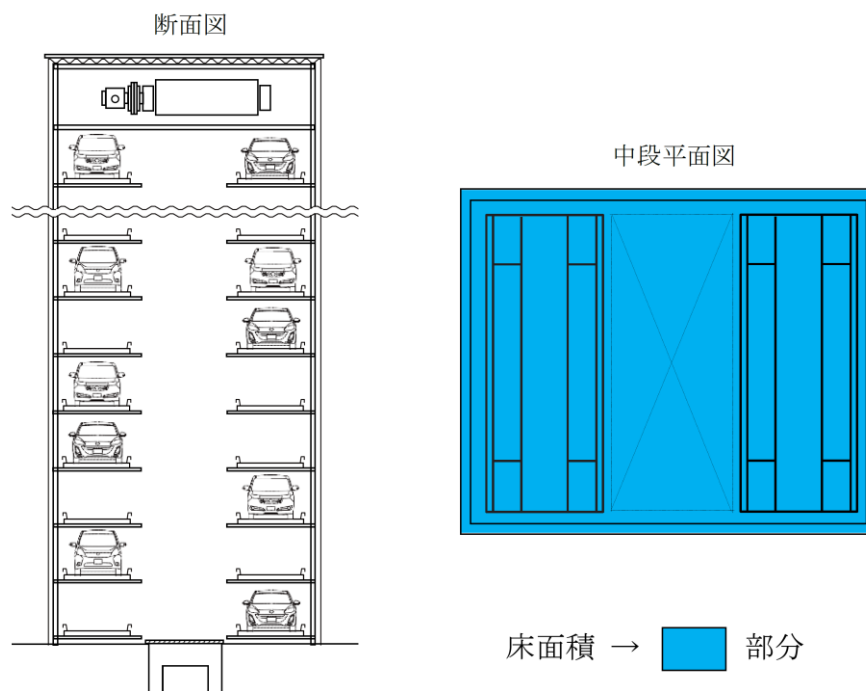


□ : 地下1段用消火口
■ : 地下2段用消火口

<図7>

3 床面積の取扱いについて

機械式駐車装置が設置されている立体自動車車庫等（建築物の一部に当該機械式駐車装置を設置した場合を含む。）は、当該装置の設置されている建築物又はその部分の水平投影面積を床面積として算入すること。（図8参照）



<図8>

4 その他

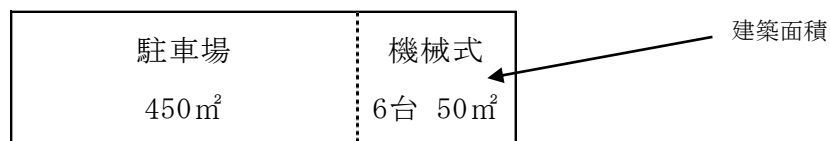
(1) 一の階に機械式駐車装置部分とそれ以外の駐車のために供される部分が存する場合は、次のとおりとする。

なお、駐車のために供される部分には、主として自動車を駐車する部分のほか、駐車場内の車路を含むものとする。

ア 機械式駐車装置部分を含めた駐車のために供される部分の床面積（機械式駐車装置部分については、建築面積）が令第13条第1項第5号に規定する床面積以上となる場合は、当該部分に水噴霧消火設備等を設置するものとする。

<機械式駐車装置部分を含めて規制される場合の例>

1階 駐車のために供される部分の床面積 500㎡

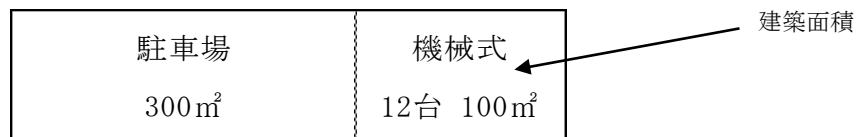


駐車のために供する部分の床面積が水噴霧消火設備等の設置を要する面積以上となっているため、全体に水噴霧消火設備を設置する必要がある。

イ 機械式駐車装置部分を含めた駐車のために供される部分の床面積が令第13条第1項第5号に規定する床面積未満で、機械式駐車装置の収容台数が10以上の場合は、当該機械式駐車装置部分のみ水噴霧消火設備等を設置するものとする。

<機械式駐車装置部分のみが規制される場合の例>

1階 駐車のために供される部分の床面積400㎡



駐車のために供される部分の床面積は水噴霧消火設備等が必要な面積に達していないため、機械式駐車装置部分のみ水噴霧消火設備等の設置を要することとなる。

(2) 屋外の工作物である機械式駐車装置に該当する場合で、車両の収容台数が10以上のものは、建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する「築造面積」を「延べ面積」と読替え^{注2}、呉市予防査察規程第2条第3号に規定する政令対象物として取扱うこととする。築造面積は、15㎡に当該工作物に収容できる自動車の台数を乗じて算定する。

注2 読替えの運用は、政令対象物とするか否かを判断するためのものであり、消防用設備等の設置基準面積を判断するものではない。仮に150㎡以上となった場合、消火器具が義務設置になるということではない。